

## 保育利用料の軽減助成額

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、令和元年10月以降の保育利用料の軽減は、施設種別や認定区分に応じ、下図のとおりとなります。幼児教育・保育の無償化の対象となる施設等利用給付認定を受けている場合、無償化の助成（施設等利用費）は下図の額に含まれています。助成対象となるのは、特定子ども・子育て支援施設等として自治体から確認を受けた施設等及び企業主導型保育事業、定期利用保育事業、期間限定型保育事業です。また、渋谷区民である期間が対象です。

令和元年10月以降の保育利用の軽減 助成額一覧（概要）

金額は全て月額です。

番号	施設種別	0歳児クラス～2歳児クラス 区市町村民税課税世帯	0歳児クラス～2歳児クラス 区市町村民税非課税世帯	3歳児クラス～5歳児クラス
		教育・保育給付認定 (2号・3号)	施設等利用給付認定 (3号)※1	施設等利用給付認定 (2号)※2
1	認証保育所（渋谷区内）	25,000円は施設との契約の時点で軽減されます。 45,000円までの保育利用料を対象とし、認可保育所保育料との差額を助成します。（合計で70,000円までが対象）		
2	認証保育所（渋谷区外）	70,000円までの保育利用料を対象とし、認可保育所保育料との差額を助成します。 ただし、25,000円は下回りません。		
3	私立保育室	10,000円は施設との契約の時点で軽減されます。 42,000円までの保育利用料を対象とし、認可保育所保育料との差額を助成します。		/
4	認可外保育施設 (都証明書※3交付あり)	第一子は40,000円、第二子は54,000円、 第三子は67,000円までの保育利用料を 対象として助成します。	67,000円までの保育利用料を 対象として助成します。	57,000円までの保育利用料を 対象として助成します。
5	認可外保育施設（都証明書※3交付なし） ベビーシッター 一時預かり（一時保育）事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 定期利用保育事業 期間限定型保育事業	助成対象外です。		42,000円までの保育利用料を 対象として助成します。
6	企業主導型保育事業※4 (都証明書※3あり)	第一子は40,000円、第二子は54,000円、 第三子は67,000円までの保育利用料を 対象として助成します。	25,000円までの保育利用料を 対象として助成します。	37,000円までの保育利用料を 対象として助成します。
7	企業主導型保育事業※4 (都証明書※3なし)	助成対象外です。		

- ※1 番号1～5の施設の助成額には、幼児教育・保育の無償化（施設等利用費）42,000円を含みます。
- ※2 番号1～5の施設の助成額には、幼児教育・保育の無償化（施設等利用費）37,000円を含みます。
- ※3 東京都の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を指します。
- ※4 幼児教育・保育の無償化の対象の場合、企業主導型保育事業の保育利用料が引き下げられます。

### ○助成対象期間について

保育の必要性の認定を受けている期間が助成の対象期間です。

求職活動中の認定・助成対象期間は3か月です。引き続き求職活動中をする場合、年度に1回のみ更新できます。

育児休業中は原則対象外となり、復職する月から認定・助成対象となります。ただし、上のお子さんが育児休業の取得前から認証保育所等を利用している場合は、上のお子さんのみ育児休業中の継続利用として認定・助成の対象となります。

【お問い合わせ】

子ども家庭部保育課保育管理係  
TEL：03-3463-2483（直通）